

たすけあいの会ふきのとう 指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条　たすけあいの会ふきのとうが行う（以下『事業所』という）指定訪問介護事業（以下『事業』という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条　事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性、状況等を十分にふまえ、それがその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 事業の実施にあたっては、利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場にたって対応することおよび、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資することを旨とする。

3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスの諸機関と綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5. 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条　事業をおこなう事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

1. 名称　たすけあいの会ふきのとう
2. 所在地　四街道市四街道1521番地19号

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条　事業所の要員は、次のとおりとする。

1. 管理者　1名
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う
2. サービス提供責任者　1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
3. 訪問介護員等　常勤換算2.5人以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる
4. 事務職員　1名
必要な事務を行う

(営業日および営業時間)

第5条　事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。ただし、当事務所が必要に応じて特別に認める場合はこの限りではない。

1. 営業日　12月29日から1月3日、土曜日・日曜日・祝祭日、を除く、毎日
2. 営業時間　月曜日～金曜日：午前9時から午後5時30分までとする。

(訪問介護の内容)

第6条　訪問介護の内容は、次のとおりとする。

1. 身体介護
2. 生活援助

3. その他、介護に関する相談など

(利用料等)

- 第7条 訪問介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割額とする。（負担割合証による）
2. 第8条の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は一律300円とする。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施地域は、四街道市とする。

(掲示・広報)

- 第9条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制などの重要事項を提示する。
2. 本事業について、事実に基づき、広報する事ができる。

(記録の保存)

- 第10条 設備、備品および会計に関する記録を整備するとともに、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結から2年間保存する。

(苦情処理)

- 第11条 事業所に、相談および苦情の受付窓口をおき、利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応する。

(衛生管理等)

- 第12条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2. 事業所は事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の次号に掲げる措置を講じるものとする。
(1) 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
(2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
(2) 虐待防止のための指針の整備
(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとする。
 3. 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時等における対応)

- 第15条 訪問介護員等は訪問介護を実施中、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた際は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

(損害賠償)

- 第16条 訪問介護により賠償すべき事故が生じた場合は、当事業所が責任をもつこととする。
2. 本事業の実施のため、市民互助団体補償共済制度に加入し、介護保険制度に必要な損害賠償保険とする。

(ハラスメント対策)

- 第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 訪問介護事業は、訪問介護者等の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、事業体制を整備する。(1) 採用時研修 採用後1か月以内 (2) 継続研修 年1回
2. 従業者および従業者であった者は、その業務上知り得た利用者またはその家族の密を堅く保持すべきものであり、その旨を、従業者との契約の内容とする。
 3. 事業者は従業者の衛生、健康状態管理のために毎年1回は健康診断を受診させるものとする。
 4. 本規程の改廃は理事会に図るものとする。
 5. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、認定NPO法人たすけあいの会ふきのとうと事務所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 本規程は、平成12年8月1日から実施する。
平成15年4月1日一部改定
平成18年4月1日改定
平成19年10月1日改定
平成21年4月1日改定
平成23年6月15日一部改定
平成23年8月1日一部改定
平成25年6月1日一部改定

平成26年4月1日一部改定
平成27年1月27日一部改定
令和元年5月1日一部改定
令和3年7月1日一部改定
令和5年11月1日一部改訂
令和6年10月1日一部改訂